

大和市公告第18号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、平成25年12月20日に大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更が認可されたので、同法第19条第4項の規定により、次のとおり、関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月25日

大和市長 大木 哲

1 縦覧場所 大和市街づくり計画部街づくり推進課

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）